

令和8年度大阪市留守家庭児童対策事業の新規実施承認申請（補助申請）について

1 受付期間

令和8年2月6日（金）～令和8年2月27日（金） ※期間を超えた申請は受理できません。

9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

2 要 件

大阪市内において、留守家庭児童（小学校に就学している児童であり保護者が労働等により昼間家庭にいない児童）を対象として、その健全な育成を図るための事業（放課後児童健全育成事業）を実施し、「大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」という）」及び「大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）」の基準等を満たすこと。（詳細は、各条例・要綱を参照のこと）

なお、この申請は、本市で放課後児童健全育成事業を実施する事業者が対象となります。

※放課後児童健全育成事業の届け出をご検討の場合は、「大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「大阪市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱」をご確認のうえ、2月17日（火）までに問合せ先までご相談ください。

（実施申請要件）

（1）大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例102号）で定める基準を遵守すること。

（2）年間を通じて週4日以上利用登録している留守家庭児童数が、支援の単位ごとに10人以上であること。

※1つの支援の単位を構成する留守家庭児童数（年間平均登録児童数）とは、当該事業を毎日利用する児童の人数に一時的（週4日以上、障がい児は週3日以上、医療的ケア児は週1日以上）に利用する児童の平均利用人数を加えた数をいう

※障がいのある児童及び医療的ケアの必要な児童は、補助金申請年度において満7歳から満18歳に達するものを対象とする

（3）実施場所は、事業を実施するものにおいて確保するものとし、賃貸にあたってはその使用について所有権者との間に、本事業実施についての同意及び賃貸借の契約があり、かつ地域住民の理解を得るよう努めていること。

（4）政治的または宗教的な活動を伴わないものであること。

（5）補助金申請等については、本市の指定する方法により行うことができる。

※クラウド環境を利用するための機器が必要です。

別添「補助金申請等にかかるクラウド環境利用のための機器について」参照

3 様式

《例》 運営費（平均登録児童数 25 人、基準どおり職員配置した場合） 年間 5,681 千円 ほか
※詳細については、「大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱」を参照してください。
なお、ICT 機器整備推進事業については、令和 7 年度限りの予定です。

4 提出書類

大阪市留守家庭児童対策事業実施承認申請書（新規）（交付要綱 様式 1 号）

（添付書類）

- ・利用登録児童一覧表（交付要綱 様式 8 号）
- ・障がい児・医療的ケア児受入推進加算補助金計画書（交付要綱 様式 9 号）
- ・収支予算書（交付要綱 様式 7 号）・事業計画書（交付要綱 様式 6 号）
- ・その他、本市が必要と認めるもの

※「大阪市留守家庭児童対策事業実施承認申請書（新規）」及び添付書類の交付申請諸様式については、お問い合わせ先まで電話にてご請求ください。

※提出書類に記載もれ等がないように充分注意してください。

※必要に応じて、提出書類の内容についてヒアリングを行う場合等があります。

5 提出先

〒550-0012

大阪市西区立売堀 4-10-18 大阪市阿波座センタービル 3 階

大阪市こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ

6 提出方法

持参もしくは郵送【令和 8 年 2 月 27 日（金）必着】

持参する場合は、事前に提出先に電話連絡し時間調整のうえ、持参すること。

なお、上記提出書類不備、記載漏れが多い場合は受理できません。

7 審査

提出書類等をもとに審査を行うとともに、必要に応じて現地調査のうえ、予算の範囲内で補助対象事業者の決定・承認を行います。

（審査項目）

「2 要件（実施申請要件）」及び別表「大阪市留守家庭児童対策事業実施承認申請にかかる審査項目」参照

8 審査後の手続き

受付期間終了後、審査を行い承認の可否について決定し、通知します。（3 月下旬予定）

承認を受けた場合は、補助金交付要綱に基づき、速やかに補助金交付申請書を大阪市こども青少年局に提

出していただきます。【提出期限 令和8年4月10日（金）予定】

※提出が遅れた場合、補助基準額の全額をお支払いできない場合があります。

※本補助金については、原則として、上・下半期分の年間2回に分けて概算払により交付を行います。

9 備 考

本申請にかかる審査・決定については、本事業に関して令和8年度大阪市予算が成立しない場合は、この限りではありません。

【問合せ先】

大阪市こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ

(電話) 06-6684-9559

(電子メール) houkago-hojoyokin@city.osaka.lg.jp

補助金申請等にかかるクラウド環境利用のための機器について

1. パソコンの仕様

項目	内 容	
ウェブブラウザ	Windows の場合	Microsoft Edge 最新版 (Chromium 版のみ) Mozilla Firefox 最新版 Google Chrome 最新版
	macOS の場合	Safari 最新版 Mozilla Firefox 最新版 Google Chrome 最新版
	<p>(参考) 動作環境 サイボウズのクラウド基盤サイト 「Web ブラウザー」参照</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンのOS、CPU、ストレージ等のスペックは、特に指定しないが、製造元のサポートが終了しているOS等でないこと ・インターネットに接続可能であること ・セキュリティ対策が行われていること ・エクセル、ワードの様式を使用し、申請、報告等が可能であること 	

※ウェブブラウザ:インターネット上の情報(Web サイト)を閲覧するためのソフトウェア

2. スキャナーの仕様

解像度	・600dpi 以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記仕様のパソコンに接続して使用できること ・補助金事務において必要な書類を PDF 形式でデータ化し、本市に提出が可能であること